

静岡市納税通知書用封筒広告掲載募集要項

静岡市納税通知書用封筒に広告を掲載していただける広告主を募集します。

1 広告媒体の概要

- (1) 名称 令和7年度納税通知書用封筒
 軽自動車税種別割（当初発送予定日：令和7年5月7日（水））
- (2) 用途 静岡市が令和7年度の納税通知書を発送する際に使用します。（当初発送のほか、
 年度途中の臨時発送の際に本件封筒を用いる場合があります。）

2 広告掲載のメリット

納税通知書は、市民等（納税者）が確実に受領し、税を納めるまでの一定期間手元に置かれることから、その発送に用いられる封筒には高いPR効果が見込まれます。

また、広告枠は封筒一種類につき1枠（1者）のみなので、情報が埋もれずに相手に届くことが期待できます。

3 広告枠について

- (1) 広告媒体の規格 (縦)120mm×(横)215mm
- (2) 広告枠の位置 封筒裏面
- (3) 広告枠のサイズ (縦)55mm×(横)90mm
- (4) 広告の色 単色
- (5) 広告枠の数 1枠

4 広告掲載の申込み

- (1) 申込期限 令和6年10月4日（金）から令和6年10月31日（木）17時まで（必着）
- (2) 提出書類
 - ・ 静岡市納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第1号）
 - ・ 広告図案・原稿等（ない場合には、その形状及び内容が分かるもの）
 - ・ 事業者にあつては、事業の概要が分かる書類
 - ・ 資格・免許等を必要とする業種にあつては、それらを証明する書類の写し
- (3) 申込対象者
 事業者又は広告代理店
- (4) 申込方法
 申込書に添付書類を添えて、提出先へ持参または郵送してください。メールでの提出も可能です。
- (5) 申込できない者

- ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- ・ 各種法令に違反している事業者
- ・ 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- ・ 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- ・ 利殖を目的とした投資又は投機があっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ・ たばこ（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）を販売する事業者又はこれに類する業種
- ・ 興信所・探偵事務所等
- ・ 占い、運勢判断に関する業種
- ・ ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に規定するギャンブル等に関する業種（公営競技を除く。）
- ・ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるもの

6 広告の適否審査

【1次審査】

所管課において、静岡市広告掲載基準及び静岡市納税通知書用封筒広告掲載基準に基づいて審査を行います。

【2次審査】

静岡市広告審査会において、掲載する広告の適否について審査します。

7 広告の適否審査の決定通知

広告の適否審査の結果は、令和6年12月13日（金）までに通知します。

8 選定方法

掲載が可能と認められた掲載希望者の方には、見積書を提出していただき、見積価格の最も高い方を広告主とします。（最も高い見積価格を提示した者が複数あるときは、そのうち市

内事業者である者を広告主とし（市内事業者が複数ある場合は、抽選により決定します。）、市内事業者である者がいないときは、抽選により決定します。）

9 広告原稿の提出方法

- （１）提出期限 令和６年１２月２７日（金）
- （２）提出方法 完全データ入稿（ＡＩ形式、文字はアウトライン化）

10 広告料の納入方法

広告主は、市が指定する納付書により、市が指定する期日までに最寄りの金融機関から広告料を納入してください。

11 広告料の還付

既納の広告掲載料は還付しません。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、その全部又は一部を還付します。

12 広告主の責務

- （１）広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- （２）広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じるものとする。
- （３）広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

13 申込み及び問合せ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町５番１号

静岡市役所 静岡庁舎（新館３階）

静岡市 財政局 税務部 税制課 総務係

電話：054-221-1493

メールアドレス：zeisei@city.shizuoka.lg.jp